

## 男女共同参画センター啓発パネル貸出要項



### 1 パネルと貸出条件等

- (1) 貸し出すパネルは、男女共同参画関連パネル・DV 関連パネルとする。
- (2) 貸し出す対象は、学校、事業所、市町村、男女共同参画を推進する民間団体等とする。
- (3) 資料の貸出は無料とする。
- (4) 貸出期間は、原則として貸出日の翌日から3週間以内とする。

### 2 貸出の手続き

- (1) パネルの借用を希望する者が、男女共同参画センター啓発パネル借用申請書に必要事項を記入の上、申請する。
- (2) 職員は、申請書を確認し、貸出先、貸出期間、利用目的等に問題点がなければ貸出を決定する。
- (3) 借用者が男女共同参画センターに来所して直接借り受けることを原則とする。

### 3 返却の手続き

- (1) 男女共同参画センターに来所して直接返却することを原則とする。
- (2) 返却の際は、職員がパネルに破損等がないか確認してから受け取る。
- (3) 次の借用者の迷惑にならないように、返却日は厳守する。

### 4 その他

- (1) 借用者がパネルを紛失した場合は、借用者は原則として同一の内容のパネルで弁償する。
- (2) 借用者は、パネルを借用期間中に破損した場合は、原則として借用者の責任において修復する。